

～申告書等の事前送付書類を変更します～

変更概要

令和3年10月以降の申告書等事前送付書類から、
予定申告書・確定申告書及び別表の同封を
取りやめます。

対象法人

- **電子申告により申告した法人**
令和3年9月までに秋田県に電子申告(eLTAX)により
申告書を提出した実績のある法人
- **大法人**
 - ・ 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の
額が1億円を超える内国法人
 - ・ 相互会社、投資法人及び特定目的会社

留意点

- **納付書は引き続き送付します。**

問い合わせ先

■ **電子申告・電子納税利用の手続について**
eLTAXヘルプデスク

TEL 0570-081459

■ **申告書等の事前送付書類について**
総合県税事務所 課税第一課

TEL 018-860-3338

ぜひ、便利な電子納税を ご利用ください

- 金融機関窓口等への
お出かけ不要!!
- 納付事務の負担軽減!!
- 登録口座から簡単引き落とし!!
- 複数自治体へ
ワンストップ納税が可能!!

※詳細はeLTAXホームページを
ご覧ください



—法人県民税・事業税に係る申告書等の事前送付書類の変更についてQ&A—

Q1 どうして申告書の送付を停止するのですか。

A1 環境負荷の低減、郵送に係る経費の削減のほか、これまでも法人及び税理士などから、申告書送付不要とのご意見もありましたので、停止させていただきます。

Q2 これまで申告書に印字されていた既納付税額等の情報は入手できないのですか。

A2 これまで申告書に印字していた既納付税額等の情報が必要な場合については、電子データ(プレ申告データ)の形でeLTAXの「メッセージボックス」に送信しますので、メッセージにてご確認くださいようお願いいたします。

Q3 プレ申告データは、eLTAXのどこに届くのですか。どうやって見ることができますか。

A3 プレ申告データは、eLTAXのメッセージボックスに届きます。パソコンの操作手順がご不明の場合、PCdeskをご利用の方は、PCdesk操作マニュアルをご参照いただくか、eLTAXヘルプデスク(TEL0570-081459)へお問い合わせください。その他のソフトウェアをご利用の方は、各ソフトウェアの窓口へお問い合わせください。

Q4 プレ申告データは、eLTAXにいつ頃届くのですか。

A4 プレ申告データは原則として、予定申告及び確定申告ともに、申告期限の前月20日前後に送信されます。

Q5 税理士が変更になっても、プレ申告データは利用することができますか。

A5 利用者ID及び暗証番号等を引き継げば、そのままプレ申告データをご利用いただけます。

Q6 eLTAXでの電子申告から紙での申告に変更しましたが、引き続きプレ申告データが送信され、納付書のみ送られてきました。

A6 eLTAXに登録されている法人については、引き続きプレ申告データを送信し、納付書を郵送させていただきます。申告書用紙が必要な場合はお手数ですが秋田県HPからダウンロードしていただくか、総合県税事務所 課税第一課(TEL018-860-3338)へご連絡ください。



秋田県HP: <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/54828> コンテンツ番号: 54828

Q7 プレ申告データで送信された予定申告額の金額が違いますが、プレ申告データの金額で申告しなくてはいけないのですか。

A7 予定申告額については、前年度の申告内容を基に作成していますが、以下のような場合は正しく表示できないことがあります。申し訳ありませんが正しい金額に訂正して申告して下さるようお願いします。

【正しく表示できない事例】

- (1)事業年度開始の日から6ヶ月を経過する日の直前に、前年度の確定申告に係る修正申告の提出があり、税額に変動があった場合
- (2)合併をした場合

Q8 中間申告の義務がないのにプレ申告データが送信されましたが、中間・予定申告をしなくてはいけないのですか。

A8 中間申告の義務がない場合については、プレ申告データが届いたとしても、中間・予定申告をしていただく必要はありません。

プレ申告データは、前年度の法人県民税の課税標準額(法人税額)が20万円を超えている場合については、中間申告の義務がない場合でも送信されることがあります。申し訳ありませんが、中間申告の義務がない場合には、送付したプレ申告データは削除して下さるようお願いします。